

豊明市告示第67号

令和4年度及び令和5年度に市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和3年12月23日

豊明市長 小 浮 正 典



1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであつて、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受

けていない者

- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 国税、愛知県税及び豊明市税が未納である者
- (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）
- (8) 「豊明市暴力団排除条例」（平成24年豊明市条例第24号）及び「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け豊明市長・豊明市教育委員会教育長と愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
- (9) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和4年4月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで（日曜日、土曜日、休日、令和4年12月29日及び30日、令和5年1月3日及び12月29日並びに令和6年1月2日及び3日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下「電子調達システム（CALS／EC）」という。）にアクセスし、申請書フォームに

必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(3) 添付書類

(2) による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。

(4) 添付書類の提出期間

ア 定時受付

(2) により送信した日から7日以内に必着（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日（火）までに必着）とする。

イ 随時受付

(2) により送信した日から7日以内に必着とする。

なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、休日、令和4年12月29日及び30日、令和5年1月3日及び12月29日並びに令和6年1月2日及び3日に当たる場合は、その翌日以降の最初の日（日曜日、土曜日、休日、令和4年12月29日及び30日、令和5年1月3日及び12月29日並びに令和6年1月2日及び3日を除く。）までに必着とする。

(5) 添付書類の提出方法及び提出先

提出方法は、原則郵送とし、提出先は下記とする。

（豊明市が代表審査自治体の場合）

郵便番号 470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所 行政経営部 財政課 契約検査係

（豊明市以外の自治体が代表審査自治体の場合）

電子調達システム（CALS/EC）において決定する代表審査自治体

(6) 申請する営業所

申請は、建設工事にあつては建設業法上の主たる営業所で、設計・測量・建設コンサルタント等業務にあつては本店（本社）で行うこと。

なお、建設工事にあつては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条第1項に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所

として申請する業種の許可があること。

3 資格審査

1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査する。

4 審査結果

審査結果については、電子調達システム（CALS／EC）により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和4年4月1日）から令和6年3月31日までとする。ただし、令和6年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1) の有効期間の更新を希望する者は、令和5年度以降に次回の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請を行う必要がある。

6 変更等の届出

2 により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり市長に届け出なければならない。

7 資格の取消し

入札参加資格を有する者が1(1)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことがある。

8 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により入札参加資格者として認められた者で、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたものは、再度の入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

9 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和4年度及び令和5年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

入札参加資格審査業種

別表 1

建設工事

	業 種
1	土木工事業
2	土木工事業のうちプレストレストコンクリート構造物
3	建築工事業
4	とび・土工工事業
5	電気工事業
6	管工事業
7	鋼構造物工事業
8	舗装工事業
9	しゅんせつ工事業
10	塗装工事業
11	防水工事業
12	内装仕上工事業
13	機械器具設置工事業
14	電気通信工事業
15	造園工事業
16	さく井工事業
17	建具工事業
18	水道施設工事業
19	消防施設工事業
20	清掃施設工事業
21	解体工事業

別表 2

設計・測量・建設コンサルタント等業務

	業 種
1	建築設計
2	設備設計
3	一般測量
4	航空写真測量
5	河川、砂防及び海岸・海洋
6	港湾及び空港
7	道路
8	上水道及び工業用水道
9	下水道
10	農業土木
11	森林土木
12	水産土木
13	造園
14	都市計画及び地方計画
15	土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート
17	建設環境
18	地質調査
19	土地調査
20	土地評価
21	物件調査
22	事業損失